金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面を十分にお読みください。

当行では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。

この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当行では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当行が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当行が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 33 条の２の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

本契約の終了事由

当行の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合は、この契約は解除されます。（主なものは次のとおりです）

- お客さまから解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

販売会社の概要

商号等	**株式会社荘内銀行** 登録金融機関　東北財務局長（登金）第６号	**株式会社北都銀行** 登録金融機関　東北財務局長（登金）第 10 号
本店所在地	〒990-0043 山形県山形市本町一丁目４番 21 号	〒010-0001 秋田県秋田市中通三丁目１番 41 号
連絡先	フリーダイヤル「0120-104-327」またはお取引のある本支店にご連絡ください。	投信保険センター（電話番号 018-837-1838）またはお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会	一般社団法人 全国銀行協会
設定投資者保護団体	ありません。	ありません。
資本金	85 億円（令和７年３月 31 日現在）	125 億円（令和７年３月 31 日現在）
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務	銀行業務・登録金融機関業務
設立年月	昭和 16 年４月	明治 28 年５月

当行に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当行に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

株式会社荘内銀行	お客さま相談室　フリーダイヤル　0120-019-874（受付時間：平日 9:00～17:00）
株式会社北都銀行	お客さま相談室　フリーダイヤル　0120-102-610（受付時間：平日 9:00～17:00）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。登録金融機関業務への苦情の処理及び紛争の解決を図るため、一般社団法人 全国銀行協会（当行が契約している指定紛争解決機関）または特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターを利用することができます。

一般社団法人 全国銀行協会 相談室	住　　所：〒100-8216　東京都千代田区丸の内 1-3-1 電話番号：0570-017109　または　03-5252-3772 受付時間：月～金曜日　9:00～17:00　（祝日および銀行の休業日を除く）
特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	住　　所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1　第二証券会館 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月～金曜日　9:00～17:00　（祝日を除く）

（全国銀行協会相談室、証券・金融商品あっせん相談センターは公的な第三者機関であり、当行の関連法人ではありません。）